2013年３月19日

各　　位

会社名　新華ホールディングス・リミテッド
（旧社名：新華ファイナンス・リミテッド）
（URL：www.xinhuaholdings.com）
代表者　最高経営責任者（CEO）
カン・ユェン・カオ
（東証マザーズ　コード番号：9399）
連絡先：　最高財務責任者（CFO）兼最高執行責任者（COO）
ワン・ビン
（電話：上海 8621-2310-0055）
連絡先：　IR マネージャー
服部　善太
（電話：03-4570-0741）

香港税務当局からの追加課税の通知に関して

新華ホールディングス・リミテッド（以下「当社」といいます。）は、香港の子会社が2013年３月13日に香港税務当局から、追加課税に関する通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．追加課税の通知の内容とその背景について

当社の子会社である新華ファイナンシャル・ネットワーク（以下、「XFN」といいます。）は、香港税務当局より 2006 年４月から 2007 年３月までの期間に関して、7,481 千香港ドル（83 百万円）を追加で課税する旨を通知されました。

2006 年に XFN は事業パートナーの企業から、事業を推進していくタイミングに合わせて無償でワラントを譲り受けております。XFN は第三者評価機関によりこれらのワラントを査定し、ワラントによる収入として帳簿に記載しております。香港税務当局は XFN のワラントによる収入 54,423 千香港ドル(604 百万円）が事業活動に関連しており、香港で課税対象とされる収益に相当すると主張しています。その一方で、関係者への利払いとして発生した 546 千香港ドル（６百万円）について、費用として課税対象額から控除することは認めないと主張しております。かかる主張に基づき、香港税務当局は、上記追加課税を行う旨の通知をしてきました。しかし、XFN は今回指摘を受けたワラントによる収入とは資産性取引のものであり、課税対象ではないと反論しております。また、仮に今回指摘を受けたワラントによる収入が課税対象になると仮定した場合においても、一方で、XFN はこれらのワラントに関連した一連の処理が香港以外で行われたものであり、香港で課税対象とはならないと主張しております。更に関係者への利払いとして発生した費用は控除対象となるべきであると考えております。

この度、XFN が香港税務当局から追加の課税通知を 2013 年３月 13 日に受領したことを受け、XFN として、回答期限となる１ヶ月以内に異議申し立てを行う予定でおります。なお、香港の税制上、異議申し立てを行った後に、香港税務当局から指示された金額を一旦、会計上の預け金として計上した後に両者で議論が交わされます。（その際、XFN の口座から実際の現金移動等は発生いたしません。）その結果、異議申し立て手続きを経て納税額が確定した後に、仮に追加の納税が必要となった場合においては、その時点で、改めて追加の納税額を納める形となっております。また、一般的に、異議申し立てと同時

に、税金の支払時期の延長の申請についても行う実務となっておりますので、XFN も同様に異議申し立てと併せて税金の支払時期の延長の申請も行う予定でおります。

２．異議申し立ての相手方等

（１） 追加課税の通知日：2013 年３月 13 日

（２） 相手方：香港税務当局（Hong Kong Inland Revenue Department）

（３） 異議申し立て内容：香港税務局が通告してきた追加の課税額に対して

（４） 異議申し立ての期限：2013 年４月 12 日

（５） XFN の申請内容：香港税務当局との議論の結果、XFN に納税義務が生じた場合を想定し、税金の支払時期の延長申請を初期に行います。

３．異議申し立てを行う予定の課税額について

今回、異議申し立てを行う予定の課税額についてですが、１．に記載したとおり、2006 年４月から 2007 年３月までの期間における追加の課税請求額、7,481 千香港ドル（83 百万円）となります。

４．今後の見通しについて

現時点で、本件は香港税務当局との今後の議論の経過内容に依存するものと判断しております。そのため、現時点でこれ以上の対応内容を想定することは難しいと認識しております。現時点で当社は引当金の計上等の処理は行っておりません。また、最終的な結論が不確定なため、これらがもたらす影響についても不確定となっております。2007 年４月から 2012 年３月までの期間に関しても、香港税務当局が同様の査定を行うことを想定しておりますが、その期間において、XFN はワラントに関連した収入はございません。そのため、香港税務当局が何か具体的に指摘をしてくるかどうかについて、現時点では想定することが難しいと認識しております。

今後の進展において、当社が必要と判断した場合には適切に開示を行う予定です。

(注) 「円」で表示されている金額は、2012 年 12 月 28 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値である 1HK ドル＝11.10 円で換算された金額です。

以上

新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは主に中国において事業を展開しているグループ企業です。当社は金融サービス、農業関連の事業分野において商品並びにサービスを提供しています。東京証券取引所のマザーズ市場に上場（証券コード：9399）しており、上海に事業本部を構え、香港、及び日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。
詳細は、ウェブサイト：http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。